



意見書

令和2年6月23日

総務大臣 殿

郵便番号 105-0001

住 所 東京都港区虎ノ門四丁目 1番地

氏 名 日本通信株式会社

代表取締役社長 福田尚久

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

平成8年12月5日 A-08-1931

連絡先

令和2年6月16日付け「諮問第11号事案 答申書に係る意見提出についての依頼」(総基料第155号)により意見を求められた事項につきまして、以下の通り意見書を提出いたします。

なお、本意見書については、株式会社NTTドコモに対し非開示とすることを希望する部分はありません。

1. はじめに

この度は当社が令和元年 11 月 15 日付けで申請した裁定事案に関し、意見を述べる機会を賜り、誠に有難うございます。

本書において、通話時間に連動する費用に係る課金単位、課金方法及び精算方法において想定し得る選択肢ごとの株式会社 NTT ドコモ(以下「NTT ドコモ」という。)におけるシステムの改修又は開発に係る費用と期間、新料金の設定日への対応の可能性及び新料金の適用日への対応の可能性について、当社の考え方を述べさせていただきます。

初めに、新料金の設定日及び新料金の適用日を定めることの重要性について、申し上げたく存じます。

NTT ドコモは、新料金の設定日について、システム改修又は開発に期間を要するため、裁定案が示す 6 月以内に新料金を設定することは困難である旨を令和 2 年 2 月 28 日付け電気通信紛争処理委員会宛「NTT ドコモ意見書」4 頁において主張しています。しかしながら、新料金の設定は、新料金に関する原価算定等の計算等を行うことで足り、特段のシステム開発を要するものではありません。この点、NTT ドコモも、新料金の算定にシステム開発が必要との主張はしておりません。そのため、新料金の設定日を裁定日から 6 月以内に設定することを困難とする理由は特段存在しないものと考えます。

一方、新料金の適用日は、本件裁定事案の実効性を確保するために非常に重要な事項です。当社は、これまで 20 年以上にわたり、NTT ドコモその他の MNO と通信役務の接続又は卸契約の交渉を行ってまいりましたが、その多くの交渉において、先方の事情により交渉が長期化し、結果として交渉の意味が無に帰するような経験をしています。残念ながら、優越的な地位を背景とした公正競争上の弊害は、現実に存在するものと言わざるを得ません。

現に、令和 2 年 2 月 18 日付け電気通信紛争処理委員会宛「日本通信意見書」1 頁に記載したとおり、平成 19 年 11 月 30 日に下された総務大臣裁定後、接続協定締結までに長期間を要した事実があります。このことは、とりもなおさず、裁定においては、付隨的・実施細目的な小事項を定めなければ裁定が実施されない可能性を排除できないことを示しています。

今回の裁定案で付隨的・実施細目的な小事項をお示しいただいたことは、過去の裁定が実施に至るまでの実績を踏まえ、紛争解決手段としての裁定の実効性を確保するために考慮されたものであり、当社はこれを強く支持するものです。実施を先延ばしすることで裁定の効果を減ずることが可能である以上、裁定案で示されているとおり、裁定日から 6 月以内に新料金を設定すること、及び新料金の適用は裁定日まで遡ることは、交渉の長期化により、公共のリソースに基づく裁定が無意味になる事態を防ぐための極めて有効な手段です。

以下、課金単位、課金方法及び精算方法について、想定し得る選択肢について整理し、又各選択肢に関するシステム改修及び開発に要する期間及び費用、並びに新料金の設定日及び適用日に関する影響について意見を述べます。

2. 想定し得る選択肢とその評価手順

課金単位、課金方法、精算方法について想定し得る選択肢は以下のとおりです。

a)課金単位（通話時間に連動する費用に限る）

- i) 1秒
- ii) 30秒（従来どおり）

b)課金方法

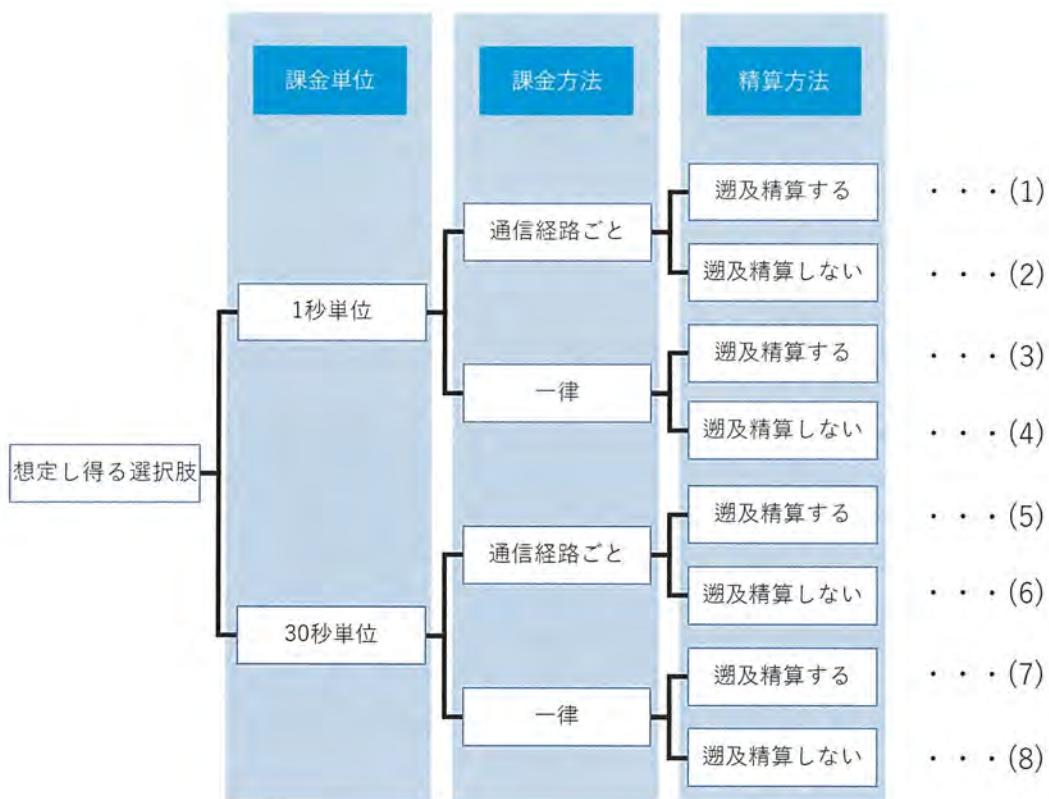
- i) 各呼の通信経路に応じて課金する方法
- ii) 通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方法

c)精算方法

- i) 実績値の発生年度の期首まで遡及して精算する方法
- ii) 実績値の発生年度の期首まで遡及して精算しない方法

なお、上記項目のそれぞれについて、2つの選択肢が想定したことから、8通りの組み合わせが想定できます。以下では、この全ての組み合わせについての意見を述べるのではなく、上記a)からc)の各項目(以下「評価項目」という。)についての当社の意見を述べ、そのうえで、8通りの組み合わせについての当社の意見を述べさせていただきます(表-1 参照)。

表-1:想定し得る選択肢一覧



3. 評価項目についての意見

3-1. 課金単位が与える影響

[当社の基本的見解]

(1)当社の要望

当社は、課金単位について、1秒単位とすることを要望いたします。

(2)理由及び背景

当社が、課金単位について、1秒単位とすることを要望する理由は、従来どおりの30秒の課金単位で能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で新料金を設定する場合、30秒あたりの平均費用を算出することになり、当社の利用者の使い方によってはNTTドコモに原価割れリスクを生じさせることとなるためです。

当社は、この点について十分理解し、裁定案の公表後、令和2年2月28日以降4回に渡る電気通信紛争処理委員会からの意見聴取においても、裁定事項2に関する反論は行っておりません。そして、1ヶ月の定額料金においても、30秒単位の課金単位におい

ても、原価として平均値を算出することはできますが、利用者の使い方によって NTT ドコモに原価割れリスクが生じることは同じです。

また、当社は、平成 26 年 12 月以降、NTT ドコモの「エンドユーザ向け料金については、創意工夫をもって戦略的な料金を、各事業者が自らリスクを負った上で総合的に判断し、設定するもの」(裁定案 6 頁及至 7 頁)との主張に対して、「現在の卸サービスは(30 秒単位であり)秒単位の課金ではないこと」等の理由により、NTT ドコモが主張することは実現できない旨を回答しています(裁定案 7 頁)。このように、当社は従前から 1 秒単位の課金を要望しています。なお、NTT ドコモにおいても、当社に「エンドユーザ向け料金については、創意工夫をもって戦略的な料金を、各事業者が自らリスクを負った上で総合的に判断し、設定するもの」という主張をしている以上、課金単位を 1 秒単位で提供する用意があるものと思料します。

[当社の評価内容]

(1) 課金単位という評価項目がシステム改修又は開発に与える影響について

当社は、NTT ドコモにとって、30 秒単位より 1 秒単位の方が新料金の設定が容易ではないかと推察します。この点は令和 2 年 3 月 11 日付け電気通信紛争処理委員会宛「日本通信意見書」でお示ししたとおりです。NTT ドコモは毎年音声通話の接続料を 1 秒単位で設定しています。また NTT ドコモとの音声通話網接続事業者、具体的には KDDI やソフトバンク、あるいは NTT 東西等の事業者も全て接続料を 1 秒単位で設定しています。これにより、NTT ドコモ発各音声通話網接続事業者の原価を 1 秒単位で算出することは困難ではないと考えます。なお、接続料に用いる原価と、裁定案で示されている音声卸役務に関する原価では、原価を構成する要素に若干異なる点があることを考慮しても、裁定日から 6 月以内に新料金を設定することの妨げにはならないと考えます。

なお、仮に、NTT ドコモでは 30 秒単位で原価を算出しておらず、課金単位として 30 秒単位を選好するという場合は、裁定案 12 頁の表が示すように音声通話原価が下降傾向を辿っている実績を踏まえ、当社を含めた MVNO 事業者に対する音声卸役務料金(30 秒 14 円)を長期にわたり是正しなかったことの不当性が改めて問題視されるべきだと考えます。

また、NTT ドコモは、裁定日から 6 月以内にシステム改修又は開発が完了しないこと、かつ通話明細データは 6 ヶ月しか保存できないことにより、裁定日に遡及して新料金を適用できない旨を令和 2 年 2 月 28 日付け電気通信紛争処理委員会宛「NTT ドコモ意見書」4 頁により主張しています。しかしながら、おそらくは音声卸役務の料金計算システム内において通話明細データを 6 ヶ月しか保存していないということに過ぎず、NTT ドコモとしては同システムとは別に当該データを保存しているのではないかと推察します。

例えば、携帯電話による通話が犯罪に利用された場合、または犯罪の証拠となる場合

において、NTT ドコモが 6 ヶ月より前の通話明細を提供できないということは常識的には考えられません。今や、携帯電話は社会インフラとして極めて重要なものになっており、犯罪捜査に協力していないとは考えられないからです。

裁定案で示されているのは、今回の裁定が下り、新料金が設定された段階で、裁定日まで遡及して適用するというものであり、この処理が発生するのは 1 回限りです。しかも、料金計算については、特に 1 秒単位とした場合には、秒数に秒単価を乗じることで容易に算出可能なものであると考えます。

仮に、NTT ドコモが、会社として通話明細データは 6 ヶ月しか保持していないとしても、それを必要な期間保持するようにシステム改修を行うことが、それほど複雑な改修を要するものであるとは思われません。したがって、これについて相応の費用と時間を要するという主張はにわかには信じがたいものです。

(2) 課金単位という評価項目が新料金の設定日に与える影響について

冒頭で述べたとおり、新料金の設定日はシステム改修又は開発に左右されるものではなく、1 秒と 30 秒のどちらの単位を採用するかによる影響は受けないと考えます。

(3) 課金単位という評価項目が新料金の適用日に与える影響について

システム改修又は開発のプロジェクト規模が、1 秒と 30 秒のどちらの単位を採用するかによって異なるとは考えられず、課金単位という評価項目が新料金の適用日に影響を与えることはないと考えます。

3-2. 課金方法が与える影響

[当社の基本的見解]

(1) 当社の要望

当社は、課金方法について、各呼の通信経路に応じて課金する方法を要望します。

(2) 理由及び背景

当社が、課金方法について、各呼の通信経路に応じて課金する方法を要望する理由は、上記、「3-1. 課金単位が与える影響」で述べた内容と同様です。すなわち、通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方法を採用した場合、通信経路ごとの加重平均値を原価として使用することになりますが、その場合、当社の利用者の使い方によって、NTT ドコモに原価割れリスクが生じてしまうからです。

また、実務負荷としては、NTT ドコモは、音声通話網が接続されている全ての事業者と接続料の精算を行っているため、通信経路毎の原価算定の方が、加重平均を出す一律の方式よりも容易であると考えます。一律の方式を適用する場合には、通信経路毎の原価算定をした上で、各通信経路を加重平均することになるので、実務負荷が大きくなることは自明です。

[当社の評価内容]

(1)課金方法という評価項目がシステム改修又は開発に与える影響について

当社は、通信経路毎の計算方式か、あるいは一律方式かの違いが、システム改修又は開発に要する期間及び費用に与える影響は極めて軽微だと考えます。請求システムの要件としては、各呼の合計（例えば月次）の課金単位数（秒課金であれば秒数、30秒課金であれば30秒を1度とする度数）に課金単価を乗ずることで算出されます。この場合、課金単価が異なるカテゴリーが多いか少ないか、具体的に言えば、一律方式の場合はカテゴリーは数個（課金対象ではない呼、例えば着信側が支払う呼などを含むため、カテゴリーは1個にはならない）になりますが、それが通信経路毎の場合には複数個になる違いのみで、システム改修又は開発における本質的な違いではありません。なお、音声通話網の接続料精算を行っているNTTドコモは、通信経路の相手先、及び経路数を全て正確に把握しており、システム改修又は開発にあたり、基礎的な情報を持っていることからも、大規模な開発を要することは考えられません（大規模な開発においては、要件整理、すなわち現状を把握する工数が相当の規模になることがあります、本件には当てはまらないと推察されます。）。

(2)課金方法という評価項目が新料金の設定日に与える影響について

冒頭で述べたとおり、新料金の設定日はシステム改修又は開発に左右されるものではなく、通信経路毎の計算方式、または一律方式のどちらの方法を採用するかによる影響は受けません。

(3)課金方法という評価項目が新料金の適用日に与える影響について

システム改修又は開発のプロジェクト規模が、通信経路に応じて課金するか否かによって異なるとは考えられず、課金方法という評価項目が新料金の適用日に影響を与えることはないと考えます。

3-3. 精算方法が与える影響

[当社の基本的見識]

(1)当社の要望

当社は、精算方法について、実績値の発生年度の期首まで遡って精算する方法を要望いたします。

(2)理由及び背景

電気通信分野の健全な発展のためには、NTTドコモを中心とするMNO事業者と、当社のようなMVNO事業者とが、公正な競争環境においてお互いに切磋琢磨することが肝要です。この観点から、データ通信の接続料（及び卸役務料金）に関しては、本年度より将来原価方式が採用され、MNOとMVNOとのイコールフッティングに向けた取組みがさらに大きく前進しています。

音声通話の原価は、裁定案 12 頁に示される表にあるとおり下降傾向を辿っており、実績値の発生年度の期首まで遡って精算する方法を採用すべきことは明らかです。

[当社の評価内容]

(1) 精算方法という評価項目がシステム改修又は開発に与える影響について

当社は、実績値の発生年度の期首まで遡って精算する方法か、または実績値の発生年度の期首まで遡って精算しない方法かという違いにより、システム改修又は開発に大きな影響が生じるとは考えられません。一方、音声通話において、データ通信における精算方法（将来原価方式）と異なる精算方法を適用しなければならない合理的な理由はありません。

音声通話に将来原価方式を適用することについて、NTT ドコモは、通話明細データは 6 ヶ月しか保存しておらず、これを（実績値の発生年度まで遡る期間である）約 2 年間にわたって保存するためのシステム改修は大規模なものになる旨を令和 2 年 2 月 28 日付け電気通信紛争処理委員会宛「NTT ドコモ意見書」4 頁により主張しています。しかしながら、繰り返しとなります。上記、「3-1. 課金単位が与える影響」で述べたとおり、通話明細データを会社として 6 ヶ月しか保存していないということはないと推察します。従って、ここでも必要となるのは極めて小さなシステム改修のみであると考えます。

また、そもそも通話明細データをそのまま 2 年間保存する必要はありません。接続料が毎年度更新される際、実績値の発生年度に遡及するためには、接続料が異なるカテゴリー毎の年間合計値が判明すれば足ります。例えば、ある発生年度における NTT ドコモ発 NTT 東日本着の通話が年間を通して合計で何秒になるか（30 秒単位の課金の場合は課金度数）の記録があれば、変更となった秒単価（または 30 秒単位の課金単価）を乗ずることで、遡及精算額を算出することができるはずです。

さらに言えば、仮に NTT ドコモが、通話明細データを 2 年間は保存することとして、毎年度料金が更新された段階で発生年度に遡及して精算するシステムを開発するとしても、入力データは通話明細データのみであり、出力に関しては、更新された料金を適用した場合の料金合計を出すことが主な機能となります。従って、このシステムを開発する場合に大規模な開発を要することは考えられません。

加えて、このシステムを当社が開発してご提供する用意はあることを申し添えます。携帯端末から他事業者との接続箇所に至る商用ネットワークの交換機等に改修を加えることには、一定の規模の改修・開発プロジェクトが必要なことは理解していますが、当社に提供される通話明細データをもとにして、更新された単位料金を乗ずることで算出する遡及精算システムは、当社自体も必要な情報を全て持っている状態であるため、現実的に当社が開発し、NTT ドコモに提供することが可能です。

なお、遡及精算のシステムを考えた場合、1 秒単位か、あるいは 30 秒を 1 度とする

度数単位かの違いが、システム改修又は開発に要する費用及び期間に与える影響は一切ないものと考えます。

以上のとおり、遡及精算をするかしないかがシステムに与える影響に関しては、遡及精算自体は困難なものではないこと、また仮にシステムを構築するにしても、当社でも短期間で開発できる内容であることから、極めて軽微な影響であると考えます。

(2)精算方法という評価項目が新料金の設定日に与える影響について

冒頭で述べたとおり、新料金の設定日はシステム改修又は開発に左右されるものではなく、実績値の発生年度の期首まで遡及して精算するか否かによる影響は受けません。

(3)精算方法という評価項目が新料金の適用日に与える影響について

システム改修又は開発のプロジェクト規模が遡及精算をするかしないかによって異なるとは考えられず、精算方法という評価項目が新料金の適用日に影響を与えることはないと考えます。

4. 総括

NTT ドコモが主張するシステムの改修又は開発に与える影響に関しては、3つの評価項目（課金単位、課金方法、精算方法）ごとに2つの選択肢があり、合計で8通りの選択肢があります。ただし、上述のとおり、全ての評価項目において、その評価項目でどちらを選択するかにかかわらず、システムの改修又は開発に与える影響は極めて限定的です。したがって、8通りの場合を個別に評価するまでもなく、いずれの場合においても、システムの改修又は開発に与える影響は極めて限定的であると言えます。したがって、NTT ドコモのシステムの改修又は開発の問題が新料金の設定日及び適用日に大きな影響を与えることではなく、当社としては、裁定案で示された新料金の設定日及び適用日が適切であると考えます。